

船舶事故調査報告書

令和5年3月1日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委 員 佐藤 雄 二（部会長）
委 員 田 村 兼 吉
委 員 岡 本 満喜子

事故種類	同乗者負傷
発生日時	令和4年8月28日 10時30分ごろ
発生場所	山口県岩国市黒島北東方沖 浮島港樽見D防波堤南灯台から真方位348° 2.47海里（M） 付近 （概位 北緯34° 00.1′ 東経132° 20.2′）
事故の概要	プレジャーボート住吉丸は、北西進中、同乗者1人が負傷した。
事故調査の経過	令和4年9月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート 住吉丸、2.3トン YG3-59604（漁船登録番号）、個人所有 6.53m（Lr）×2.38m×1.13m、FRP ディーゼル機関、60.31kW、平成12年2月27日 第291-39260号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 57歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成10年6月8日 免許証交付日 平成29年9月8日 （令和5年6月7日まで有効） 同乗者A 60歳
死傷者等	重傷 1人（同乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 4、視界 良好 海象：波高 約0.5～1m、波向 不詳、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、釣りの目的で令和4年8月28日06時30分ごろ、黒島北東方沖の釣り場に向け、山口県岩国市由宇町有家の係留地を出港した後、06時50分ごろ黒島北東方沖に到着し、船首から錨を投入して錨泊して釣りを開始した。 船長は、釣果が思わしくなく北風も強くなってきたので、山口県周防大島町前島南方沖の釣り場に移動することとし、船首甲板上で釣

	<p>りをしていた同乗者Aに錨を揚げさせた後、航行中は、船首は波をかぶると思い、船尾方に移動するように声を掛けた。</p> <p>船長は、同乗者Aは移動せず船首甲板上の段差（以下「船首部段差」という。）に着座したままだったが、狭い船尾方に移動することを遠慮しているものと思い、船尾方に移動するよう強く指示しなかった。</p> <p>同乗者Aは、船尾方に移動するようにとの船長の声掛けが機関音などで聞こえておらず、また、本船が長距離を移動すると思っていたので、船首部段差に着座していた。</p> <p>船長は、黒島北東方沖の釣り場付近は、白波^{*1}が立っている状況で、船首を北西方に向けて発進後、船首がパンパンと跳ねていたが、これまでに船首部にいた同乗者が波による動揺で負傷したことがなかったため、増速した。</p> <p>船長は、発進から約10～20秒が経過して約12ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）となった10時30分ごろ、波で船体が上下に動揺して船首が持ち上がり、船首部段差に着座していた同乗者Aの身体が立ち上がったように見えた。</p> <p>同乗者Aは、身体が宙に浮き上がり、臀部から船首部段差に落下して腰部に強い痛みを感じた。</p> <p>船長は、同乗者Aが、腰部の強い痛みを訴えたので、本船を係留地に帰港させた。</p> <p>同乗者Aは、他の同乗者が要請した救急車で岩国市内の病院に搬送され、第11、12胸椎、第1腰椎椎体骨折で3か月の入院加療を要すると診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船、写真2 本船の船首甲板 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>同乗者Aは、長距離の移動をすることが分かっていたら、波をかぶらないように船尾方に移動していたと本事故後に思った。</p> <p>船長及び同乗者Aは、本事故が発生するまで、波で船体が上下に動揺して船首が持ち上がり、船首部の同乗者の身体が宙に浮き上がり落下して負傷することがあるとは思っていなかった。</p> <p>船長及びその他の同乗者は、ウエストベルト型の膨張式救命胴衣を、また、同乗者Aは、ベスト型の固定式救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、黒島北東方沖を北西進中、船長が、波高約0.5～1mの</p>

*1白波：風の影響により先の方が砕けて白く見える波をいう。

	<p>白波が発生している状況下、同乗者Aが船首部段差に着座している状態で、船長が増速して約12knの速力で航行したことから、船体が上下に動揺して船首が持ち上がった際に宙に浮き上がった同乗者Aが臀部から船首部段差に落下して負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、これまでに、船首部にいる同乗者が、波による動揺で負傷したことがなかったことから、増速して航行したものと考えられる。</p> <p>同乗者Aは、船尾方に移動するようとの船長の声掛けが機関音などで聞こえておらず、また、本船が長距離を移動すると思っていたことから、船首部段差に着座していたものと考えられる</p> <p>船長は、同乗者Aに船尾方に移動するよう声を掛けた際、同乗者Aが移動せず船首部段差に着座したままだったが、狭い船尾方に移動することを遠慮しているものと思い、船尾方に移動するよう強く指示しなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、黒島北東方沖を北西進中、船長が、波高約0.5～1mの白波が発生している状況下、同乗者Aが船首部段差に着座している状態で、船長が増速して約12knの速力で航行したため、船体が上下に動揺して船首が持ち上がった際に宙に浮き上がった同乗者Aが臀部から船首部段差に落下したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、白波が立つような状況で航行する際は、波の影響による船体の上下動で、身体が浮き上がりにくい船尾方に同乗者を着座させ、十分に減速して低速力で航行すること。 ・ 船長は、事故発生後、速やかに海上保安庁に通報すること。

付図1 事故発生経過概略図

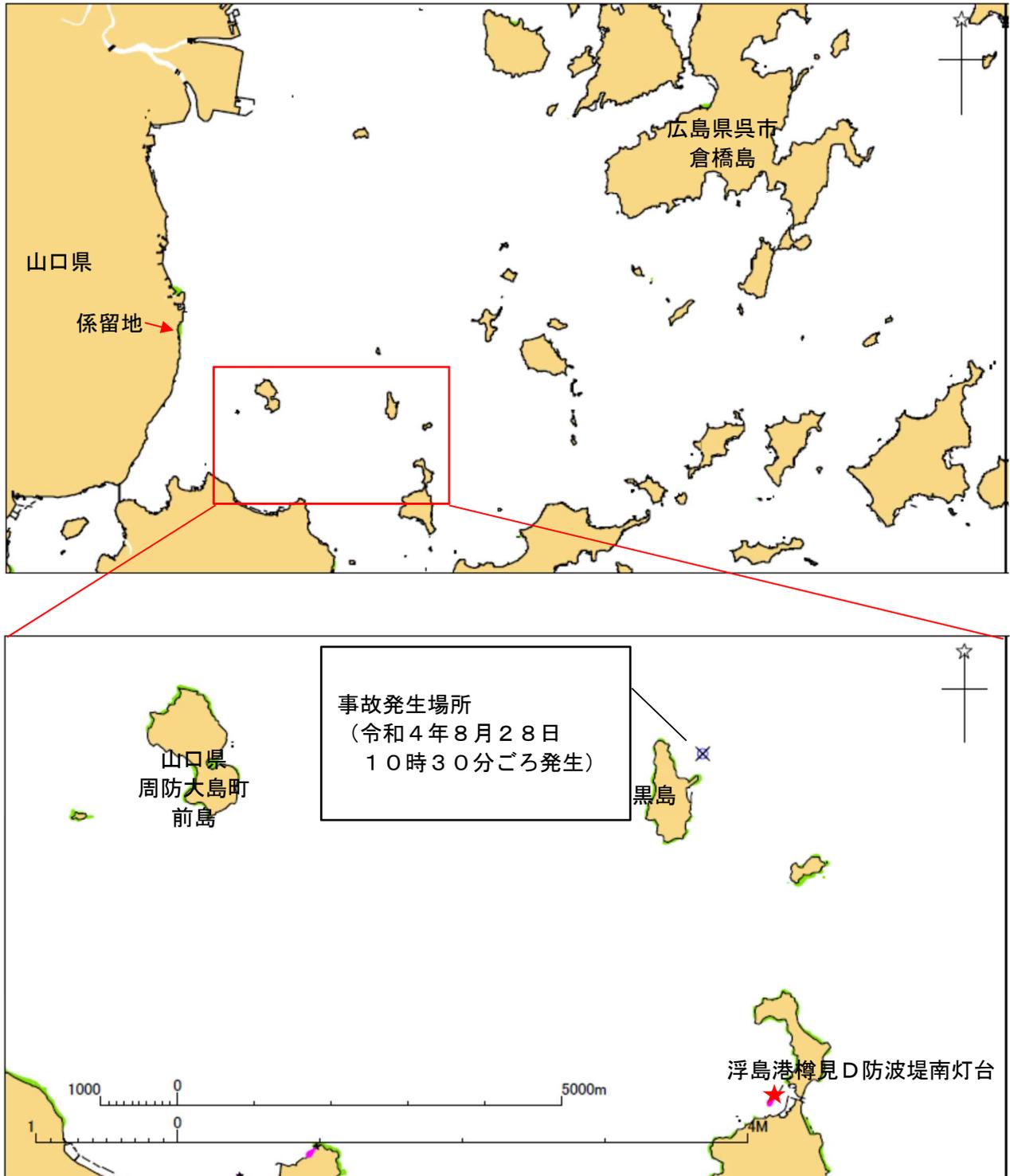


写真1 本船



写真2 本船の船首甲板
(船長が、同乗者Aが着座していた位置を再現)

